

○鑑識代行者及び補助者の指定について（概要）

（平成8年福岡県警察本部内訓第3号）

この内訓は、警察署における鑑識活動の充実強化を図るため、鑑識代行者及び補助者の任務、運用、指定その他必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 任務・運用
- 指定基準
- 指定、解除の方法

などの項目からなっている。